

遺言相続 マスコットキャラクター コンテスト
2018.10.30 - 2019.03.01

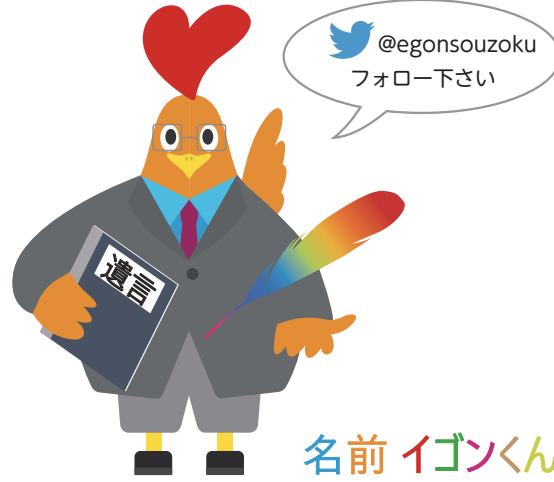
遺言相続ドットコム マスコットキャラクター

ついに相活協会が運営するサイト「遺言相続ドットコム」のマスコットキャラクターが決定しました。応募総数900点以上にもわたる中からのグランプリ。名付けてイゴンくんです！



HAL東京校で行われた表彰式。グランプリの兼元さん (右)

職業 **遺言相談**
種類 **ニワトリ**
趣味 **話し合い**
資格 **税理士**
弁護士
医師
司法書士
笑顔を受け継ぐ
大切な家族へ
遺言相続.com
専門家



名前 **イゴンくん**

相 活 士 新 聞

◆ **① 自筆証書遺言の方式が緩和されました。**
(2019年1月13日施行済)
改正のポイント◆
自筆証書遺言に添付する財産目録(保有している不動産や預貯金などの一覧)について、自筆ではなく、パソコンでも作成できるようになりました。
◆ **必要な準備◆**
自筆証書遺言の作成に関わらず、財産目録を作成しておくことはスムーズな遺産分割、相続には非常に有効です。

◆ **② 預貯金の払戻し制度が創設されました。**
(2019年7月1日施行済)
改正のポイント◆
これまで、遺産分割協議が完了するまで、被相続人の銀行口座は凍結され、生活費や葬儀費用などの資金を賄えずに遺族が困ってしまうという問題が発生していました。今回の改正により、相続人であれば、「相続開始時の預貯金額×

◆ **③ 遺留分制度が見直されました。**
(2019年7月1日施行済)
改正のポイント◆
遺留分とは、一定の範囲の法定

◆ **④ 特別寄与制度が創設されました。**
(2019年7月1日施行済)
改正のポイント◆
これまで、例えば長男の嫁が、夫の両親の介護に尽くしても、相続人ではないため一切の財産を相続することができません。今回の改正により、「特別寄与料」として、その嫁も遺産を受け取る権利が与えられることになりました。

◆ **⑤ 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置が設けられました。**
(2019年7月1日施行済)
改正のポイント◆
配偶者の権利拡大に重点が置かれているのも今回の改正の特徴と言えます。

◆ **① 自筆証書遺言の方式が緩和されました。**
(2019年1月13日施行済)
改正のポイント◆
自筆証書遺言に添付する財産目録(保有している不動産や預貯金などの一覧)について、自筆ではなく、パソコンでも作成できるようになりました。
◆ **必要な準備◆**
自筆証書遺言の作成に関わらず、財産目録を作成しておくことはスムーズな遺産分割、相続には非常に有効です。

◆ **② 預貯金の払戻し制度が創設されました。**
(2019年7月1日施行済)
改正のポイント◆
これまで、遺産分割協議が完了するまで、被相続人の銀行口座は凍結され、生活費や葬儀費用などの資金を賄えずに遺族が困ってしまうという問題が発生していました。今回の改正により、相続人であれば、「相続開始時の預貯金額×

◆ **③ 遺留分制度が見直されました。**
(2019年7月1日施行済)
改正のポイント◆
遺留分とは、一定の範囲の法定

◆ **④ 特別寄与制度が創設されました。**
(2019年7月1日施行済)
改正のポイント◆
これまで、例えば長男の嫁が、夫の両親の介護に尽くしても、相続人ではないため一切の財産を相続することができません。今回の改正により、「特別寄与料」として、その嫁も遺産を受け取る権利が与えられることになりました。

◆ **⑤ 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置が設けられました。**
(2019年7月1日施行済)
改正のポイント◆
配偶者の権利拡大に重点が置かれているのも今回の改正の特徴と言えます。

◆ **⑥ 相続法改正 知らなかつたでは済まされない! 損する相続、得する相続。**

約40年ぶりに民法(相続法)の改正が行われ、相続に関する制度や手続きが段階的に変わっている真只中です。大半の改正内容はすでに施行され、あとは「配偶者居住権の創設(2020年4月1日施行予定)」と「法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設(2020年7月10日施行予定)」を控えるのみとなります。今回の改正によって、相続の選択肢が大きく広がるメリットがある一方、内容を理解せずにもも準備しないままでは、実際に相続が発生した際に家族はパニックに陥り、大損してしまうかもしれません。

◆ **① 相続財産自体を減らす。**
贈与を利用すれば、生前に遺産分割を進めることができます。

◆ **② 相続財産の価値(課税価格)を引き下げる。**
まず、小規模宅地等の特例という制度があります。簡単に言うと、被相続人と一緒に住んでいた土地を相続した場合、330㎡までは評価額を80%減額することができるといいます。(細かい条件等はここでは割愛します) 例えば5000万円の土地なら80%減額されて、800万円まで評価額が下がります。そのため、自宅を相続する場合は、あらかじめ同居しておくなどの対策も検討する必要があります。(同居していないくても、家なき子特例に該当すれば小規模宅地等の特例を受けることができます) また、不動産を購入することで、課税価格を引き下げることができ

◆ **③ 納税資金対策 納税資金を払うための資金を用意するか。**
納税資金対策とは、相続発生時に、相続人が相続税を納めることができる資金を確保しておく対策のことです。相続税は、原則現金で納税しなければなりません。相続開始時に、多額の相続税が必要であるにも関わらず、財産の

◆ **④ 生命保険の活用**
最も効果的な対策として生命保険の活用があります。相続人を保険金受取人にしておくことで、すぐに現金化することができ、相続人が多額の納税資金を準備する必要がありません。

◆ **⑤ 不動産を売却する**
①遺産分割対策(3)にもありますが、遊休不動産や収益性の低い不動産など、所有する優先度が低い不動産を売却して現金化することで、相続税の資金に充てることができます。

◆ **⑥ 更新の特典**
更新(合格から1年後) 更新料(税別) 更新特典
変更前 1年更新 3000円 会員証のみ
変更後 2年更新 6000円 会員証+相活士オリジナル名刺

あくまで相活士試験合格後、一年経過時に更新となりますのでお含みおきください。 ※例えば2019年9月合格者の方は2020年9月に2年更新のお手続きとなります。

編集・相続終活専門協会

3つのポイント
手遅れになる前にやっておこう!!
今すぐできる相続対策

できる限りトラブルを回避し、スムーズに相続を進めていくための対策をご紹介します。

相続対策は、すぐにできるものもあれば、何年もの年月をかけて計画的に行っていくもので、人それぞれです。それぞれの家庭の「現状」と「将来起こりうること」をしっかりと把握して、余裕を持って準備を進めていきたいものです。

さて、相続税を支く3つに分けて考えていきます。

①遺産分割対策 ②評価減(節税)対策 ③納税資金対策です。それぞれについて見てみましょう。

ポイント① 遺産分割対策 いかに争わずに財産を分けるか

遺産分割対策とは、争う族とならないように、財産の分け方を決めておくこと、財産を相続人に分けやすくしておくことです。

相続税の納税有無に関わらず、すべての人が考えておかなければならない基本的な対策といってもいいでしょう。

(1)遺言書を作成する
遺言書で、誰にどの財産を相続するかをあらかじめ決めておくことが最も効果的です。極端な話をすると、遺言書があれば、遺産分割のほとんどが解決されるということも過言ではありません。遺言は法定相続人の権利よりも優先されます。もちろん、遺留分を侵害している場合は減額請求されることはありますが、遺言書があれば遺産分割の解決の近道になることは間違いありません。

(2)生前贈与をする
誰に何の財産をどれくらい与えたいかが明確になっているのであれば、本人が生きているうちに先に贈与しておくことが確実です。贈与してしまえば、もはや被相続人の財産ではありませんので、相続税の節税にもつながります。

(3)財産を分けやすい財産に組み替える
財産の中でも、現金は分けやすいですが、土地・建物といった不動産はそう簡単にはいきません。例えば、不動産を共有名義にしていくと、将来、相続が発生することによって共有者がどんどん増えていき、権利関係が複雑になっていく(「自由」に売却ができなくなる)などのデメリットも多いです。単独名義での所有が望ましいです。また、遊休不動産や収益性が低い不動産などは売却して現金化しておくことも大切です。財産は現金など、なるべく分けやすい形にしておくことがポイントです。

ポイント② 評価減対策(節税対策) いかに相続税を安く抑えるか

評価減対策とは、財産の評価額を減らして、相続税そのものを減らす対策のことです。例えば、現金をそのまま所有しておくよりも、不動産を購入して所有することで、財産の評価を減らすことができます。タワーマンション購入による節税対策をよく新聞などで目にしますよね。

(1)相続財産自体を減らす
贈与を利用すれば、生前に遺産分割を進めることができます。

◆ **③ 納税資金対策 納税資金を払うための資金を用意するか。**
納税資金対策とは、相続発生時に、相続人が相続税を納めることができる資金を確保しておく対策のことです。相続税は、原則現金で納税しなければなりません。相続開始時に、多額の相続税が必要であるにも関わらず、財産の

◆ **④ 生命保険の活用**
最も効果的な対策として生命保険の活用があります。相続人を保険金受取人にしておくことで、すぐに現金化することができ、相続人が多額の納税資金を準備する必要がありません。

◆ **⑤ 不動産を売却する**
①遺産分割対策(3)にもありますが、遊休不動産や収益性の低い不動産など、所有する優先度が低い不動産を売却して現金化することで、相続税の資金に充てることができます。

◆ **⑥ 更新の特典**
更新(合格から1年後) 更新料(税別) 更新特典
変更前 1年更新 3000円 会員証のみ
変更後 2年更新 6000円 会員証+相活士オリジナル名刺

あくまで相活士試験合格後、一年経過時に更新となりますのでお含みおきください。 ※例えば2019年9月合格者の方は2020年9月に2年更新のお手続きとなります。

編集・相続終活専門協会

左記の通り、更新についてご要望が多かった点を変更します。毎年更新が面倒ということ、また相続終活専門士オリジナル名刺の人氣が高かったため、更新時に一律100枚プレゼントいたします!

ただし更新時の名刺の紙は「マツトコート」となります。今まで通り有料の名刺は高級紙である「スコットランド」となります。

芸能人に見る、自分らしい終活

終活を始める芸能人が増えています。メディアで大体的に公表する方も多数いらっしゃいます。終活というものを、病魔と闘いながら自分らしく生きていくための目標とする方、自分が亡くなったあとのことを想像して元気なうちから生前整理に取り掛かっている方、それぞれの終活がありますが、終活をしている芸能人の中には、流行だけでは終わらない本気度が伝わってくる方もたくさんいます。

やはり死に際まで美しく、かっこよくありたい、周りに迷惑をかけたくないといった思いが人一倍強いのではないのでしょうか。著名な芸能人が、終活について語ってくると、終活に対するハードルがグッと低くなるようにも感じます。それぞれの思いがあって、それぞれの立場があって、芸能人の方も真剣に終活を考えています。その人らしい終活はとても参考になるので、ここでは芸能人の終活を3つ紹介したいと思います。

◆中尾彬・池波志乃夫妻◆

テレビ番組でご自身たちの終活を公開したり、終活本も出版されていますね。おしどり夫婦としても有名なお二人の終活を始めるきっかけとなったことが、中尾さんの多臓器不全による入院だったといえます。『誰にも迷惑をかけずにいなくなる』という目標を掲げ、中尾さんの趣味のアトリエを処分（千葉と沖縄にあったアトリエを処分し、1万枚もの写真も処分されたとか）、夫婦の写真を焼却、お葬式はやらない（仲間内での「偲ぶ会」などもすべてお断りなのだそう）、お墓は自分たちでつくる。といったことを決めているそうです。ご自身たちの終活を本にまとめた「終活夫婦」の出版記者会見では、中尾さんのトレードマークである「首のねじねじ」を200本処分したことも発表していました。（それでも、ねじねじはあと200本はあるとか。笑）

志乃さんは、「終活は断捨離とは違う。必要のないものを捨てるのではなく、捨てられて悲しいと思うものは捨てないようにするのが大事。」と、終活が心を安らかにするためのものであることを強調しました。このご夫婦を見ていると終活を楽しんでいるようにも感じます。

◆高橋英樹さん◆

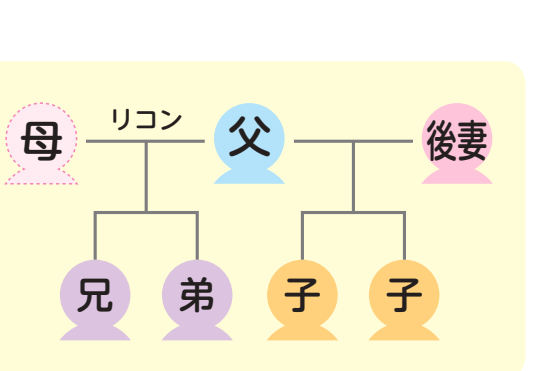
驚きの断捨離をしたと話題になった高橋英樹さんの終活。溺愛されている娘の真麻さんの一言が終活のきっかけだったそうです。「そんなに先が長くないんだから、こんなに物を残されたら困る。」なんとあけすけな言葉ですね。ですが、きっと日頃からご家族での会話があるからこその言葉だと感じられます。高橋さんは一念発起し、3カ月以上かけて、家中のものを整理。スーツはなんと1000着、ネクタイが600本、靴150足、本1500冊など、業者に引き取ってもらった荷物はなんと33トンにもなったそうです。生前整理をした感想は、「本当にくたびれたけど、終わってみるとスッキリしました。」ただ、このとき思い切った整理し過ぎて、生活に必要なものまで捨ててしまい、あとから買い直したそう。（笑）



◆泉ピン子さん◆

大物女優の泉ピン子さんは、ご自身が受賞された数々の賞状やトロフィー、記念品などを断捨離したことを告白。泉さんはこう言いました。「私が死んだときに、私のもらった賞捨てられる？彼（夫）のことを思ったら、処分しちゃった方がいいと思った。」自分の思い出の詰まったものを、夫は捨てられないとの思いから、生前に処分することを決意したそうです。名誉よりも大切なご主人を思っただけの行動だったんですね。あるテレビ番組では、終活を終えたことを公表し、「生命保険も解約した」と視聴者を驚かせていました。

ご覧のとおり、終活とは決してしんみりするようなものではないと気づかされます。まだまだ元気だし、やりたいこともたくさんある、だからこそ、いざというときのために「自分自身が安心していられる」、周りの人に迷惑をかけない」ための方法が、終活だと思って実践されたのでしょうか。終活に対する考えや行動は人それぞれ。終活は自分らしく生きるための一つの手段でもあると思えてなりません。頭で考えるより、小さなことからでも少しずつ行動に移すことで、終活はどんどん進んでいくのかもしれない。



兄弟は他人の始まり!? 『争う族』をあちこちで目撃する。最近、ご相談があったばかりで調停にまで発展している事例を2つご紹介いたします。

「争う族」をあちこちで目撃する。最近、ご相談があったばかりで調停にまで発展している事例を2つご紹介いたします。

①兄弟は他人の始まり!? 『争う族』をあちこちで目撃する。最近、ご相談があったばかりで調停にまで発展している事例を2つご紹介いたします。

「争う族」をあちこちで目撃する。最近、ご相談があったばかりで調停にまで発展している事例を2つご紹介いたします。

①兄弟は他人の始まり!? 『争う族』をあちこちで目撃する。最近、ご相談があったばかりで調停にまで発展している事例を2つご紹介いたします。

②前妻の子 vs 後妻
前妻の子と後妻との間での争う族、よく起こっています。遺産分割がうまく進まないケースであることは誰でも容易に想像できますよね。

事例
関西在住のある兄弟（40代）の両親は、いづれも前に離婚。父親は再婚しその後、音信不通、母親は数年前に亡くなりました。ある日突然、兄弟のもとにある弁護士から通知が届きました。その弁護士は父親の後妻から依頼を受け、通知を送ってきたのです。通知によると、数カ月前に父親が亡くなったとのこと。法定相続人はその兄弟と、後妻、そして後妻の子2人の合計5人です。次のような内容が書かれています。亡くなった父親の遺産は、某上場企業の株式が百数十万円分のみ。他に預貯金などの財産もなく、これを法定相続人5人で均等に分割したのでご了解いただきたい。遺産額は1人あたりたったの30万円程度。当然のことながら、

相続税が戻ってくるかも。更正の請求（＝相続税の還付請求）について

さらに、贈与した自宅は、遺産分割の対象からも外れることになりました。これまでは、夫婦間でも自宅の生前贈与は遺産の先渡し（特別受益）として扱われていました。そうなると実際に相続が発生した際、生前贈与した自宅の評価額が相続分から差し引かれるため、預貯金（現金）が十分に相続されないという問題が発生していました。改正後は、夫が妻に生前贈与した自宅は遺産分割の対象から外れます。妻は住み慣れた自宅を確保したうえで、生活費の原資となる預貯金を多く得られるようになったわけです。

◆必要な準備◆
2110万円まで贈与税がかからず、遺産分割の対象から外れるという大きなメリットがある一方、生前の贈与では、不動産取得税（固定資産税評価額の3%）や登録免許税（同2%）がかかります。相続よりも金銭的な負担がかかってしまうこともありえます。

このおしどり贈与を使うべきは、以下のケースが挙げられます。
・自宅の相続でトラブルになる可能性がある。
・自宅の評価額が2110万円を超えない。
・不動産取得税や登録免許税の金額が節税額を超えない。
おしどり贈与を活用して自宅を生前に贈与するのがよいのか、それとも相続した方がよいのか。どちらの方が、税金の負担が小さく、確実に配偶者に自宅を残すために行えるかという点を、生前に夫婦間でしっかり検討しておく必要があります。

この2点については、来年の施行に向けて、今後詳しい内容が明らかになっていくものと思われ、信などを行っていただきますので、しばらくお待ちください。

■更正の請求にあたっての手続きについて
お客さまに面倒は一切おかけしません。（もちろんご紹介いただいた相続士の皆さまにも手間は一切かかりません。）相続税申告ファイル（コピー可）をお預かりさせていただき、還付の可能性の判断やその後の事務、請求手続きはすべてこちらで行います。

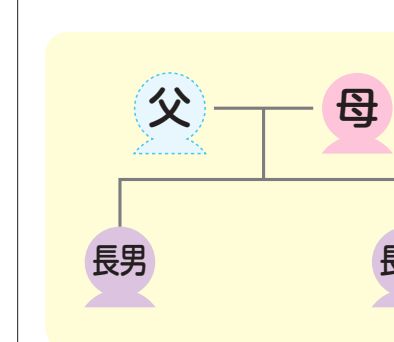
●費用
成功報酬制ですので、還付がない限り、費用は一切かかりません。●悪意にしている（相続税申告をお願いした）税理士に言わないとダメ？
こちらからその税理士に連絡することは一切ありません。お客さまがその税理士に言わない限り、税理士は知りませんが、そもそも言う必要もありません。

■還付の可能性がある方へのアプローチ方法
当協会で準備している「相続税取り戻しませんか？」チラシを活用してください。

相続終活専門士の皆さまなら、相続終活専門士WEBサイト内にあります「相続終活専門士ONLINE」からプリントアウトが可能です。

さらに、相続終活専門士専用の名刺も作成いたしました。（有料、100枚で約3000円（送料・税別）名刺料金が変更となります。）このチラシと名刺（あるいは会員証でもいいかもしれません）を

枚数	金額	送料	消費税込み
100枚	¥3,000		¥3,456
200枚	¥3,500		¥3,996
300枚	¥4,500		¥5,076
400枚	¥5,000		¥5,616
500枚	¥6,000		¥6,696
600枚	¥7,000		¥7,776
700枚	¥7,700		¥8,532
800枚	¥8,500		¥9,396
900枚	¥9,000		¥9,936
1,000枚	¥9,500		¥10,476
1,500枚	¥13,000		¥14,256
2,000枚	¥17,000		¥18,576



兄弟は他人の始まり!? 『争う族』をあちこちで目撃する。最近、ご相談があったばかりで調停にまで発展している事例を2つご紹介いたします。

「争う族」をあちこちで目撃する。最近、ご相談があったばかりで調停にまで発展している事例を2つご紹介いたします。

①兄弟は他人の始まり!? 『争う族』をあちこちで目撃する。最近、ご相談があったばかりで調停にまで発展している事例を2つご紹介いたします。

「争う族」をあちこちで目撃する。最近、ご相談があったばかりで調停にまで発展している事例を2つご紹介いたします。

①兄弟は他人の始まり!? 『争う族』をあちこちで目撃する。最近、ご相談があったばかりで調停にまで発展している事例を2つご紹介いたします。

「争う族」をあちこちで目撃する。最近、ご相談があったばかりで調停にまで発展している事例を2つご紹介いたします。

①兄弟は他人の始まり!? 『争う族』をあちこちで目撃する。最近、ご相談があったばかりで調停にまで発展している事例を2つご紹介いたします。

